

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和元年12月6日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、令和2年4月17日から同年5月18日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和2年4月17日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 西恩田商業施設  
所在地 宇部市神原町二丁目3790の4
- 2 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。